

名張市旧細川邸やなせ宿 使用の手引き

この使用の手引きは、名張市旧細川邸やなせ宿の使用について、ルールやマナーを作成したものです。ご理解とご協力をお願いします。

使用の手続き

1. 施設を使用されるときは、使用日の2ヶ月前よりお申し込みいただけます。
なお、発表、展示、講演会等の催しを目的に使用される場合は、5ヶ月前からお申し込みいただくことができます。
2. 申請する場合は窓口にて空き状況を確認してから、所定の申請書を直接来館又は郵送、ファックス、電子メールで提出してください。電話での申し込みはできません。
インターネットにより仮申請ができますが、その場合、仮申請をしてから14日以内に、必ず所定の申請書を提出し本申請を行ってください。使用日が仮申請から14日以内の場合は速やかに本申請を行ってください。使用許可書は本申請の手続きがされた後に発行します。また、本申請がされない場合、仮申請は取り消しをさせていただく場合がありますのでご注意ください。
3. 申請の受付時間は、休館日を除く午前9時から午後5時までです。
4. 使用申請は、申し込み順に受け付けます。
5. やなせ宿の観覧時間及び使用時間は、次のとおりです。
(観覧時間) 午前9時から午後5時まで
(使用時間) 午前9時から午後10時まで
使用時間には、準備、後片付けの時間も含まれますのでご注意ください。
施設の使用申込がない場合、午後5時で閉館します。
6. 休館日
 - (1) 月曜日(月曜日が祝日の場合は、火曜日)
 - (2) 年末年始(12月29日から翌年1月3日)
 - (3) その他、管理運営上必要と認めた日
7. 使用を許可しない場合(法、条例等での禁止事項による)
 - (1) 公の秩序、又は善良な風俗、その他公益を害するおそれがあると認められる場合
 - (2) 宗教活動、政治活動を目的とする場合

(3) 暴力団の利益になると認められる場合

(4) その他管理運営上支障があり、使用が不相当と認められる場合

使用料金

1. 施設の使用許可を受けたときは、条例の定めるところにより、使用料をお支払いいただきます。

2. 施設の使用料は、つぎのとおりです。

区 分	基本使用料	加算使用料金	
	屋室料(1時間につき)	電灯料・冷暖房料(1時間につき)	設備使用料
母屋和室(店の間)6畳	150円	照明料:10円 冷暖房料:25円	-
母屋和室(中の間)8畳	200円		
母屋和室(奥の間)8畳	200円		
物産棟	300円	照明料:(蛍光灯10円、ダウンライト5円) 冷暖房料:45円	厨房設備一式 :200円 (一回につき)
中蔵	300円	照明料:(蛍光灯5円、天井ライト5円、スポットライト20円) 冷暖房料:35円	-

《備考》

- 1 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合は、基本使用料の2倍となります。
- 2 市民が営利目的で使用する場合は、基本使用料の3倍となります。
- 3 市外の者が使用する場合は、基本使用料の2倍となります。
- 4 市外の者が営利目的で使用する場合は、基本使用料の5倍となります。
- 5 基本使用料、電灯料及び冷暖房料の1時間未満の利用については、1時間として計算します。
- 6 設備使用料の算定において1回とは、使用時間4時間以内をいい、4時間を超える使用については、4時間を単位として加算します。
- 7 使用時間には、準備及び原状回復のための時間も含むものとします。

区 分	1平方メートルにつき1日
屋外貸出用スペース	37円

使用上の注意

1. 使用する場合、守っていただきたいこと
 - (1) 使用前と使用後は事務室へご連絡ください。
 - (2) 使用を取り消す場合は、すみやかにご連絡ください。
 - (3) 使用時間を厳守してください。

- (4) 使用後は後始末と清掃をお願いします。また、ごみは各自お持ち帰りください。
- (5) 備え付けの備品をみだりに移動しないでください。
- (6) 施設、もしくは付属設備等を損傷したときは、直ちにその旨を職員に申し出て指示を受けてください。万一、施設の備品等を破損し、又は紛失した場合、実費弁償していただきます。
- (7) 館内での飲食等については、職員の許可を得て指定する場所で行ってください。なお、館内での飲酒はお断りします。
- (8) 所定の場所以外での喫煙、又は火気の使用をしないでください。
- (9) 所定の場所以外にポスター、旗等の貼付、又は懸垂をしないでください。
- (1 0) 館内に危険物を持ち込まないでください。
- (1 1) 許可を受けないで敷地内において、物品の販売、又は金品の募集行為をしないでください。
- (1 2) 物産棟を使用した場合、必ず火気の後始末の確認をしてください。
- (1 3) 各自(団体)の持ち物は各自(団体)で責任をもって保管し、使用後は必ず持ち帰ってください。
- (1 4) その他、不明な点は職員に連絡し、その指示に従ってください。

2. 許可の取り消し又は使用の停止について

つぎのいずれかに該当する場合、施設使用許可の取り消し又は使用の停止をします。

なお、許可の取り消し又は使用の停止を受けたことによって損失を受けることがあっても、その補償の責任を一切負いません。

- (1) 設置及び管理に関する条例、職員の指示、使用条件遵守事項を守らないとき。
- (2) 使用許可書の記載事項を守らないとき。
- (3) 施設の管理上、特に支障があるとき。
- (4) 公共の福祉のためやむを得ない理由があるとき。
- (5) 不正の手段によって使用の許可を受けたとき。
- (6) 使用权を第三者に譲渡したとき、又は転貸したとき。
- (7) その他、市が不相当と認めるとき。

名張市旧細川邸「やなせ宿」

所在地 〒518-0727 名張市新町136番地

T E L 0 5 9 5 - 6 2 - 7 7 6 0

F A X 0 5 9 5 - 6 2 - 7 7 6 1

U R L <http://www.yanase-shuku.com>

E mail info@yanase-shuku.com